

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務 公募型プロポーザル実施要項

1 対象事業の目的

守山市（以下「本市」という。）では、国の2030年度までに温室効果ガス排出量を50%減、2050年度にはゼロカーボンを目指す中、現在、「第3次守山市環境基本計画」の策定に取り組んでいる。

これに伴い、「第5次守山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（以下、「実行計画」という。）」を今年度に策定することとしており、この実行計画の策定と同時進行で、本市にとって最も有効と考えられる再生可能エネルギーである太陽光発電設備について、公共施設および公有地への効率的・効果的な設置手法の検討を行い、温室効果ガス排出量削減に取り組むことを目的とする。

2 業務名

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務

3 履行場所

守山市内（公共施設および公有地）

4 業務内容

別紙 「守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

6 見積上限価格

金8,800,000円（消費税および地方消費税額を含む。）

7 プロポーザル方式採用の具体的な理由

本業務は、「第5次守山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編」の策定に伴い、本市にとって最も有効と考えられる再生可能エネルギーである太陽光発電設備について、公共施設および公有地への効率的・効果的な設置手法の検討を行うもので、企画力や豊富な経験、ノウハウが必要であり、それらを有する者の選定に当たっては価格だけの競争はなじまないため公募型プロポーザル方式を採用する。

8 スケジュール

- | | | |
|-------------------------|-------------|--------|
| (1)実施要項発表（提案書提出通知） | 令和5年7月5日（水） | 午前9時から |
| (2)参加申込書受付期限 | 7月13日（木） | 午後5時まで |
| (3)質問受付期限 | 7月13日（木） | 午後5時まで |
| (4)参加資格可否および質問回答 | 7月20日（木） | |
| (5)提案書等提出期限 | 7月28日（金） | 午後5時まで |
| (6)プレゼンテーションおよび審査員による審査 | 8月4日（金） | 午前9時から |
| (7)審査結果通知 | 8月10日（木） | |

9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

10 公募条件、応募期間および応募方法

別紙「募集要項」のとおり

11 参加申し込みの受付

別紙募集要項のとおり

12 提案書作成要領

(1)提案内容

別冊「提案事業者募集要項」8 提案書作成要領および別冊「仕様書」等に基づき提案すること。

(2)提案書の様式および部数

以下の様式等について、電子によるメールでの提出の場合は1部、紙媒体での提出の場合は5部（正本1部、副本4部）を提出すること。

・提案書（様式1）

※別紙「募集要項」9（2）アの「審査項目」の順に作成すること。

・業務実績表（様式2）

・見積書（様式3）

(3)提出方法

原則、メールによる電子媒体による提出とする。ただし、紙媒体での提出の場合は、持参とする。分割提出は認めない。

※受付は平日の午前9時から午後5時までとする。

(4)提出期限

令和5年7月28日（金） 午後5時まで

(5) 提出場所

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市総務部総務課管財係

(6) 記入上の注意

- ・ 提案書の鑑は（様式1）を用いて以降の様式は任意とする。
- ・ 実施要項、仕様書、その他本市が提示した書類の内容を前提として提案すること。
- ・ 本編は提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して質問のある方は、質問書（様式4）にて、令和5年7月13日（木）午後5時までに提出すること。提出方法は電子メールによるものとする。（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は、提出場所の窓口および市ホームページにて7月20日（木）から掲載する。

14 審査等

(1) 審査員構成

プロポーザルの審査は、次の5人の審査員が行う。

部次長級 2人

課長級 3人

(2) 審査項目

- ・ 業務体制
- ・ 業務工程
- ・ 提案内容
- ・ 業務実績
- ・ 提案価格

(3) 審査スケジュール

上記8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり

(4) 審査結果の通知

プレゼンテーション終了後、8月10日（木）までに審査結果の通知文を送付する。

15 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書は返却しない。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業所および採択事業者の提案書等を公開する場合がある。

16 提案書に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

17 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市総務部総務課 担当：田沢、小林

TEL：077-582-1111

e-mail：somu@city.moriyama.lg.jp

HP：https://www.city.moriyama.lg.jp